

# 介護保険だより

平成25年9月号

群馬県国民健康保険団体連合会

## 返戻コード「12PA」（市町村の認定変更が未決定）の 対応方法について

### 1 変更申請と請求明細書等の提出について

要介護状態区分の変更申請を行うと、その結果が出るまで該当者の請求を提出できません。理由は、新しい要介護度が決定した場合、申請した日までさかのぼって適用されるからです。結果が出るまでは要介護度が確定しないので請求ができない、ということになります。

例えば、要介護2の受給者が7月15日に要介護度の変更申請を行い、8月15日に要介護4に変更する決定が出たとします。この場合、変更後の要介護度は申請した日までさかのぼるので、7月15日から要介護4となります。

### 2 請求明細書等の返戻について

変更申請中の受給者の請求等が提出された場合、返戻コード「12PA」、内容「市町村の認定変更が未決定」で返戻になります。「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」には以下のように表示されます。

### 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 1070000000

平成25年8月審査分

平成25年8月31日

事業所（保険者）名 国保連合会介護事業所

1頁

群馬県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
100000 〇〇市	0000000001 かご 知	請	H25.7	15	4,500	B	証記載保険者番号：市町村の認定変更が未決定	12PA
100000 〇〇市	0000000001 かご 知	請	H25.7	15	4,500	B	被保険者番号：市町村の認定変更が未決定	12PA

\* 「12PA」は、一人につき2行で表示されます。

\* 給付管理票についても「12PA」よる返戻が発生することがあります。

\*「12PA」による返戻は、要介護度によって請求内容に変化がないサービス（訪問介護、居宅療養管理指導等）にも発生します。また、変更申請前のみのサービスにかかる請求に対しても発生します。

### 3 対応方法

変更申請を行った場合については、結果が出るまで待ち、変更の決定が行われた（新しい要介護度が判明した、または要介護度が変わらなかったことが判明した）月の翌月に請求を行ってください。

<例>

6月20日に変更申請を行い、8月5日にその結果が通知された場合  
→9月に請求を行います。

変更申請	結果の通知	明細書の提出月（審査月）	審査結果
6月20日	8月5日	7月	返戻（12PA）
		8月	返戻（12PA）
		9月	支払（他にエラーが無ければ）

（注） 8月5日に変更申請結果が通知された場合、8月の請求期限（8月10日）に間に合うと考え、請求が行われることがあります。保険者（市町村）から国保連合会へ受給者情報を反映させるにはある程度のかかりかかります。したがって、提出をしても「12PA」で返戻になってしまいます。

### 4 エラーコード解説について

今回掲載した「12PA」のほか、各種エラーコードとその対処方法をまとめた「エラーコード解説」を群馬県国保連合会のホームページに掲載しています。群馬県国保連合会のホームページから、「介護事業所の皆様へ」→「9 エラーコード一覧」の中に掲載していますので、御確認ください。

#### 問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護審査係）  
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 市町村会館2階  
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077